

第1回東京都税制調査会

平成15年6月10日(火) 10:32~11:17

都庁第1本庁舎 南側33階特別会議室S6

【税制調査担当部長】 それでは定刻を過ぎましたので、始めさせていただきますと存じます。

本日は委員の皆様方には大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。座ったままで進めさせていただきます。

ただいまから平成15年度第1回東京都税制調査会を開催いたします。会長が選任されるまでの間、事務局で会を進行させていただきますので、よろしくをお願いいたします。初めに事務局を代表いたしまして、主税局長よりごあいさつを申し上げます。

【主税局長】 6月1日付で主税局長に就任いたしました川崎でございます。平成15年度第1回東京都税制調査会総会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

委員の先生方におかれましては、大変お忙しいところこの調査会の委員をお引き受けいただきましてまことにありがとうございます。また本日は早朝からご出席をいただきましてありがとうございます。

本調査会は平成12年度から3年間にわたりまして、地方主権の財政制度につきましてご審議、そしてご提言をいただいております。今までいただきましたご提言につきましては、国の動きを先取りし、また東京都の具体的な施策に結びつけるといったように大変大きな役割を果たしてきていただいております。改めて感謝を申し上げます。

しかし、地方への税源移譲、そして国庫支出金、地方交付税の改革など、最近のいろいろな国の動きを見ますと、地方主権の税財政制度の確立にはまだまだ大変重大な課題も残されているというのが現状でございます。各界でご活躍されております皆様方のお力をお借りしながら、真に地方自治の確立を目指した地方税財政制度の実現を私ども委員の先生方のお力を借りながら実現したいと、このように考えている次第でございます。大変お忙しいとは存じますが、ぜひともお力添えのほどお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

【税制調査担当部長】 次に委員の皆様を事務局のほうからご紹介をさせていただきます。

お手元に資料、平成15年度第1回東京都税制調査会資料というのがございますけれども、恐れ入りますがその資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。この名簿に従いまして本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきますと存じます。

まず東京都議会議員の立石特別委員でございます。

同じく矢部特別委員でございます。

同じく桜井特別委員でございます。

同じく和田特別委員でございます。

同じく古館特別委員でございます。

次に神奈川大学教授の青木委員でございます。

東京都立大学教授の磯部委員でございます。

上智大学教授の小幡委員でございます。

自治省のご出身で新菱冷熱工業株式会社常勤顧問の金子委員でございます。

東京税理士会会長の金子委員でございます。

東北大学助教授の渋谷委員でございます。

東京大学教授の神野委員でございます。

日本放送協会解説委員の水城委員でございます。

東京都町村会会長の青木委員でございます。

東京都出納長の太塚委員でございます。

なお、特別委員の内田委員でございますけれども、先ほどご連絡がございまして、遅れてご出席いただけると伺っております。

以上で委員のご紹介を終わります。このほか都の各局の局長、今日は代理でございましてけれども、幹事として出席しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、略式でございますけれども、東京都税制調査会委員の委嘱状をお手元に配付させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、会長及び副会長の選任をお願いをしたいと存じます。当調査会の設置要綱では会長と副会長は委員の皆様の互選によりまして選任していただくこととなっております。どなたかご推薦をいただければと存じますが。

【金子(秀)委員】 僭越ですけれど、私は、会長には昨年までこの都税調の会長を務めていただきました神野先生、それから副会長にも引き続いて、まだお見えになってませんが内田特別委員さんをお願いしたいなと思つてご提案申し上げます。

【税制調査担当部長】 会長に神野委員、副会長に内田特別委員というご推薦がございましたけれども。

(「異議なし」の声あり)

【税制調査担当部長】 よろしゅうございますでしょうか。それでは会長に神野委員、副会長に内田特別委員ということでよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

それでは神野会長、恐れ入りますが会長席のほうにお移りいただきたいと存じます。

次に知事からの諮問でございます。本来ならば知事がこの場に出席をさせていただきまして皆様方に直接諮問をすべきところでございますけれども、所用のため欠席をさせていただいております。代理で主税局長から会長へ諮問をさ

せていただきます。

【主税局長】 東京都税制調査会会長殿

貴会に下記の事項を諮問いたします。

地方主権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する租税制度の改善について意見を求めます。 東京都知事 石原慎太郎

【税制調査担当部長】 ここで会長にごあいさつをいただきたいと存じます。会長、よろしく申し上げます。

【神野会長】 ただいま皆様方から当会の会長にご推挙いただきました東京大学の神野でございます。よろしく申し上げます。

先ほど主税局長のお話にもございましたように、この税制調査会は平成12年度に設置されまして、それ以来3年にわたって皆様のご協力を得ながら私会長職を努めさせていただいて、どうか3年間にわたる職責を果たさせていただいたわけですが、引き続きましてこのような任務にご推挙いただきましたことを、責任の重大さとともに、皆様方のご協力を一層お願いする次第でございます。

皆様もご存じのとおり、地方税制あるいは地方財政をめぐる環境は、何と申すのでしょうか、外で嵐が吹いているような、どちらに船出をして、どちらに進んで行ったらいいのかわからないような状態になっているかと思っておりますので、皆様の英知を結集していただくことをお願いする次第でございます。かつそういう時代というのは、私どもの知恵を出していかなければならないと同時に、何を目的にして、どういう方向に進むのかということを確認に映し出して、明確に見定めて進んでいかなければならないだろうと思っておりますけれども、その方向性がどうも見失われているような気がしてなりません。この調査会で出す答申のあり方が、少なくとも今後幾つかの世代にわたっての将来を決定することにもなりかねないと思っておりますので、一層の皆様のご協力をお願いする次第でございます。

私たちはいつも後世代にどういうものを残していったらいいのかというふうに考えますが、アメリカインディアンの思想では、私たちの今の環境というのは、未来の世代からただ単に預かっているということになる。預かっている環境をどうやって将来にバトンタッチしていったらいいのかというふうに考えるわけですが、いずれにしても恐らくは次の世代の生活や社会のあり方を決定する重要な時期に来ているかと思っておりますので、皆様方の一層の協力をお願いする次第でございます。よろしく申し上げます。

【税制調査担当部長】 ありがとうございます。それではこれ以降の議事につきましては神野会長に進行をお願いをいたしたいと存じます。会長、よろしくをお願いいたします。

【神野会長】 それではお手元に議事次第がいつているかと思っておりますが、本年度の第1回目の議事に入らせていただきたいと思っております。これ以降の議事につきましてはお手元の資料の22ページにあるかと思っておりますけれども、東京都

税制調査会運営要領第2の5によりまして非公開にさせていただきたいというふうに存じますが、ご異論がなければそのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それではこれ以降の議事につきましては非公開にさせていただきます。大変恐縮でございますけれども、関係者以外の方についてはご退席いただきたいと存じますので、よろしくご協力方お願いいたします。

それでは早速議事に入らせていただきたいと思いますと思いますが、本日は平成15年度の東京都税制調査会の第1回の総会でございます。初めてご臨席いただく委員の方々もいらっしゃいますので、まずこれまでの東京都税制調査会の活動経過と地方税財政をめぐる最近の政府、国などの動きにつきまして事務局から簡単にご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【税制調査担当部長】 すみませんが、事務局からご説明する前に、今、内田委員が見えましたのでご紹介申し上げます。

特別委員の内田委員でございます。ご紹介をさせていただきます。内田委員には副会長に先ほど互選で選任をされておりますので、よろしくお願したいと思います。

それでは事務局のほうからご説明させていただきます。

【副参事(税制調査担当)】 それでは事務局から2点ご報告を申し上げます。1点目はこの3年間の東京都税制調査会の活動経過でございます。2点目は地方分権、それから地方税財政制度をめぐる最近における国等の動きでございます。

お手元に配付いたしました資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず資料の3ページをお開きいただけますでしょうか。東京都税制調査会は平成12年5月に設置されました。6月1日に第1回総会が開催されまして、知事から地方主権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方等について意見を求めるとの諮問がございました。この諮問に基づき委員の皆様方にご審議をいただき、これまで3回にわたって答申をちょうだいしております。

12年度は四つの小委員会でご審議をいただきまして、10月6日の「中間のまとめ」を経まして11月30日に「- 21世紀の地方主権を支える税財政制度 - 」として税源移譲を中心とした地方税財政制度全般の見直しにつきまして答申をいただきました。

また13年度は「- 地方における新しい環境税制の構築 - 」と題しまして、環境税制を中心に12月25日にご提言をいただきました。

さらに14年度は「- 都市再生のための税制のあり方 - 」につきまして税源移譲の重要性を再度強調するとともに、政策税制のあり方等につきまして11月25日に答申をちょうだいしております。なおここにもございますように、この間経済財政諮問会議あるいは地方分権改革推進会議等の意見の取りまとめの時期等にあわせまして、平成13年11月、平成14年6月、そして平成1

5年5月の3度にわたり東京都税制調査会としての意見を表明し、国に提出しております。

続いて資料の4ページをお開きください。ここにはこれまでの3年間の各年度の答申の主なポイントをお示ししております。一番目、平成12年度の答申では、まず7兆円規模の税源移譲について具体的に税目と移譲額を示して提言をしております。またイにございますように、大都市東京にふさわしい新たな税源として四つの新税の構想も提案されました。このうちホテル税につきましては宿泊税として昨年10月から実施されております。

(2)にございますように平成13年度は二酸化炭素を中心とする地球温暖化問題に焦点を当てまして、環境施策の相当部分を担っている地方公共団体が全国ベースの地方税として環境税、炭素税でございますけれども、これを課税する意義、それから方策等につきましてご提言をいただいております。国におきましては現在炭素税の課税等につきまして具体的な検討が進められているところでございます。

平成14年度につきましては、(3)にございますが、あるべき税制を都市再生の観点からご検討いただきました。10月30日、これは昨年でございますが、出されました地方分権改革推進会議の事務事業のあり方に関する意見の中で、特に義務教育費国庫負担金の削減問題が取り上げられておりました関係上、東京都税制調査会といたしまして税源移譲の早期実現とその重要性を改めてご提言いただいております。

次の5ページから10ページまでにわたりましては、各年度の答申につきまして今申し上げたポイントをやや詳しく要約をしたものを資料としてご用意させていただきます。後ほどごらんいただければ幸いです。

ちょっと飛びまして資料の11ページ、それから12ページをごらんください。資料5となっておりますが、これは先ほどもご説明をいたしました。去る5月22日に地方分権改革推進会議等の議論を踏まえまして、東京都税制調査会として「三位一体の改革」に関する緊急提言を発表しております。参考までにその文書を資料としておつけしております。内容につきましてはこれまでの東京都税制調査会の提言を踏まえたものとなっております。なお資料にはつけてございませんが、その後5月23日には東京都知事も首都圏の8都県市の首長共同により、また大阪府知事と連名で緊急アピールをいたしております。先週の金曜日、6日になりますけれども、やはり再び大阪府知事と共同で、政府が国から地方への税源移譲を明記した改革案をまとめるよう求めるアピールを発表しております。このほか知事会、市長会、町村会、議長会等をはじめといたします地方6団体や、関東甲信越1都9県議会議長会などをはじめ、全国の地方自治体を中心に税源移譲の先送り、あるいは交付税等の縮減などに反対する意見書等が発表されております。

続きまして報告の2点目、地方税財政をめぐる最近の国等の動きにつきましてご説明を申し上げます。資料の13ページ、資料6をご覧くださいませうか。現在国では経済財政諮問会議を中心に各種の審議会等で構造改革、あ

るいは国・地方を通じた行財政改革等につまましていろいろな提言、意見書が出されており、これらの動きにつまましてその概要をご説明させていただきます。

まず経済財政諮問会議でございますが、昨年6月の「今後の経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」いわゆる「骨太方針2002」では国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む財源配分のあり方を三位一体で検討し、その望ましい姿と具体的な改革工程を含む改革案を今後1年以内に取りまとめるといふふうになっておりました。これを受けましてこの6月中には、いわゆる「骨太方針2003」が示され、さらに見直しの具体的な内容について議論されることとされております。

一方地方分権改革推進会議でございますが、次のページ、資料の14ページでございますように、まず5月7日に昨年10月に発表されました「事務・事業のあり方に関する意見のフォローアップ」として権限移譲の進行状況を内閣総理大臣に報告しております。

また先週金曜日6日になりますが、「三位一体の改革についての意見」として国庫補助金負担金の見直し、地方交付税の見直し、税源移譲を含む税源配分の見直し等、地方税財政についての意見が総理に提出されました。このうち地方交付税につまましては、14ページ下から5行目にあたりますが、現行交付税の法定率部分とそれ以外の部分を明確に区分し、それぞれ地方固有の財源、国の政策的経費配分と位置づけ、交付税改革の議論をすべきであるとし、また「法定率分とそれ以外を区分することは無意味である」「法令の義務付け等がある以上、地方が標準行政を行えるよう国が財源保障をすべき」であるという異論が付記されております。

また次のページ、15ページの1行目から3行目にかけてでございますように、法定率部分を客観的かつ透明な手法による水平的財政調整をめざし、この部分を地方税化し、地方共同税（仮称）とするのは一つの選択肢としております。また税源移譲を含む税源配分の見直しにつまましては、15ページ上から10行目から13行目でございます。エという項目の三つ目でございますが、国・地方を通じる危機的財政状況の中、国税・地方税とも増税を伴う税制改革が必要である。またこの税制改革においては国と地方の役割分担に応じた税源配分の見直しを行うべきとしております。今後は経済財政諮問会議に場を移しまして、この点も含めまして地方税財政制度の改革の方向について議論されるというふう聞いております。

続きまして地方制度調査会でございますが、4月30日に市町村の合併を中心といたしました基礎的自治体のあり方、あるいは大都市のあり方、都道府県のあり方など地方公共団体の役割分担など地方自治制度に関する報告をまとめております。また(2)でございますように、5月23日には「地方税財政制度のあり方についての意見」を取りまとめまして、税源移譲を含む三位一体改革を同時併行で一体のものとしてバランスを取りながら進める、それから次のページになりますが、個人住民税、地方消費税等の基幹税目を中心に地方税源を

拡充、さらに国と地方の配分を1対1にすることを目指す、こういったことが意見として取りまとめられております。これは東京都税制調査会の考え方とほぼ軌を一にした内容となっております。

16ページの下の方4にございますように、政府税制調査会につきましては、この16ページから17ページにございますように、この6月に中期答申が取りまとめられる予定となっております。そこでは少子高齢化の進む中、個人所得課税を中心に人的控除の見直しをはじめ、課税ベースの拡大などを検討するとされておりますほか、17ページになりますが、消費税の税率につきましても将来引き上げる方向が示されるようでございます。

以上、簡単ではございますが、報告事項、東京都税制調査会の活動経過、そして地方税財政をめぐる最近の国等の動きの2点につきましてご報告をさせていただきました。ありがとうございました。

【神野会長】 どうもありがとうございました。東京都税制調査会の活動経過と、最近の地方税財政をめぐる動きをご説明いただいたわけでございますけれど、ここで何かご質問ございましたら承ります。

【古館特別委員】 古館でございます。質問というよりも先日5月22日付で都税調が三位一体の改革に関する緊急提言というのを出しました。これは時間的な制約もあって持ち回りということでございまして、私も話を聞いて、それで私なりにその緊急提言に対する私の意見ということを経済局に提出をさせていただきました。そのことを少しご紹介をさせていただきたいと思っております。

この都税調の三位一体改革に関する緊急提言というのは、今もお話ありましたけれども、地方分権改革推進会議における改革試案の内容について出したものでありまして、これは私も神野先生などが大変この会議の一員としても反対の立場を表明されたということも十分熟知をしておるところでございますが、三位一体の改革を標榜しながら緊急焦眉の課題となっている税源移譲については全く具体的な記述がないばかりか、増税の時期に検討するなどと言っていること、それと同時に、同試案では国庫補助負担金の廃止、縮減、さらには地方交付税の一方的な廃止の方向を提言するなど、およそ地方分権推進を図る試案などと言えるものではないと、このように私は理解をいたしました。ましてや地方の願いにこたえるものでもないということ、これは当然のことだと私は考えまして意見を出したものです。

この改革試案の本質というのは、地方分権を国の財政負担の軽減の手段としていることは明らかで、三位一体での大改革の推進をねらったものと言わざるを得ないということです。先般の都税調の緊急提言では、地方分権改革推進会議の改革の試案は、地方分権の推進という歴史的意義に真っ向から逆行しており、およそ地方分権の名に値しないものであるという、こういう認識が示されていることについては、私自身全くの同感でございます。私は国に対して意見をあげることについては当時から持ち回りのときも賛成を表明いたしました。賛成を表明しつつも小泉総理が言う三位一体の改革、このことについてそのね

らいが国などの動向を見たときに肯定的にとらえることについては反対という態度をそのときにも表明させていただきました。むしろ現状においては国庫補助負担金並びに地方交付税についてですが、さらなる拡充こそ求められているとの私は認識を持っており、国に対する物言いは以上のような趣旨を生かしたものにしたいと、このように意見を表明させていただいたところです。

この際ですのでそのことを改めて表明させていただきたいと思っています。以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございました。事務局の方でご苦労いただいたと思いますが、東京都の税制調査会としても、今も委員からご説明がありましたように、私もその一員で責任は免れないのですけれど、地方分権改革推進会議から提案されていた試案が地方自治をいわば後戻りさせるような内容でございましたので、緊急に持ち回りでもって決定をさせていただくというような配慮を事務局の方でしていただいたんだろうと思いますし、また大塚出納長などのご努力でおまとめいただいているかと思えますけれども、今のご趣旨は中身については必ずしも方向性としては同意できるのだけれども、いわば細かな点について異論がないわけではないというご意見だったと思いますので、そうしたご意見もあるということを一応承らせていただいたということによろしゅうございましょうか。

そのほかにも何か。

【水城委員】 きょうの資料の11ページにございますが、先ほどもお話のあった5月22日の都税調の緊急提言でございますが、ちょっとそれに関連してご報告申し上げておきたいことがございます。分権会議はご承知のようなことで地方自治体が、かんかんに怒っておりまして大騒ぎになったわけで、分権会議の首脳をはじめ、特にあれを支持する人たち、委員なんかには、相当あちこちから抗議の意見とかそういうものが寄せられたそうございまして、そういう中で我々も緊急提言ということでこういうものを出したわけでございますが、多分いっぱい、ぱっと抗議が押し寄せてくる。その中のこれも一つでございますから、果たしてちゃんと読んでもらえるのだろうか。そういう心配がちょっとあったのでございますが、実は別に公式に発表されたことではございません、私の個人的に得た確かな情報でございますが、この都税調の緊急提言が非常に分権会議の首脳の方なんかに強い感銘といたしますか、影響といたしますか、与えたそうでございます。どこかといいますと、このページの12ページでございますが、12ページに税源移譲と、それからもう一つ交付税の見直しなんかを二つ言っているのでございますが。

税源移譲の方は全然珍しくないのですが、交付税の抜本の見直しを断行する。これをセットで言っている。つまり税源をよこせの大合唱なんです。それだけではなくて、交付税の抜本の見直しもきちっと言っている。意外にこれを地方自治体と、私ほかの自治体ともおつき合いしているのですが、税源移譲の声は非常に強いのですが、交付税の改革になりますとどうしても腰が引けてし

まいまして、そこら辺が非常に一つの泣き所といいますか問題なんです、これは東京都だからこそういことが思い切って言えるわけでございます。

しかもこの提言、この資料は省略してありますが、ちゃんと公式文書には会長神野直彦と書いてあるわけですね。これが分権会議の委員長、小委員長試案に猛反対している通称4人組の筆頭の神野先生の名前で交付税改革が出ているので、相当びっくりしたということでございますが、私はそのとき申し上げたのですが、僕も都税調の一員だけど、東京都税調は早くから税源移譲ということを具体的に言っているのだけど、同時にやはり交付税の改革、地方も同時に血を流すのだ、これはセットで言っているのだ、そこを忘れてもらっては困るということをお願いしたのでございます。そういうことで、何度も我々は国に対してこういう提言なり意見なり言っているのでございますが、あきらめることなく何度でもきちんと言っていけば必ず配下の方にも通じると、今回もちゃんとこの緊急提言というのは数ある抗議のアピールの中でも非常に注目をされたということをちょっと報告させていただきます。以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございました。水城委員には論説その他でも積極的に発言していただいて、どうにか最悪の事態を阻止できたかどうか分かりませんが、ご発言いただいたところでございますが、そのほかにご質問、ご意見ございましたら承っておきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【神野会長】 それでは次にこれから東京都の税制調査会の運営につきましてお諮りしたいと思います、お手元の議事で申しますと3番目になりますけれども、今年度の検討事項についてということでございますが、先ほど知事から承りました諮問は3年間のものございまして、これまで同様にこの調査会としては1年ごとにある程度取りまとめたものを知事にご報告したいというふうに考えております。そこでまず今年度の調査会における検討課題につきまして事務局のほうからご説明いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【税制調査担当部長】 私のほうからご説明を申し上げます。先ほどの資料の18ページ、資料番号7というところでございますけれどもお開きをいただきたいと存じます。今年度の検討事項(案)でございます。一つは地方税財政制度に関することでございます。ただいまもいろいろご議論いただいたところでございますけれども、現在国におきましては国から地方への税源移譲、国庫補助負担金制度及び地方交付税制度の見直しなど、いわゆる三位一体の改革について議論が行われているところでございます。先ほどもご説明申し上げましたけれども、都税調では本調査会の発足以来地方主権を確立するという立場からこの問題を中心テーマの一つといたしましてご提言をいただいてきたところでございますけれども、この3年間のご提言を踏まえまして、最近の新たな国の動きに応じましてさらに検討を深めていただければありがたいということでございます。これが一つ目でございます。

二つ目が当面の税制上の諸課題に関することでございますけれども、国にお

きます税制改正の動向、あるいは政府税制調査会の答申等の動きを踏まえまして、その動きとの関連で都として検討を必要とする税制上の諸課題を幅広くご議論いただければというものでございます。具体的に申し上げますと、地方税法で全国ベースの外形標準課税が導入されたわけでございますけれども、都独自の銀行業に対する外形標準課税との関連、さらに具体的に申し上げますと、日本銀行に対する外形課税についてどのように考えるべきか。あるいは景気対策等の一環から今年度から新增設に係る事業所税が廃止されておりますけれども、こういった事業所に対する課税のあり方、さらにまた知事が都税調で検討するというふうに議会でご答弁申し上げておりますけれども、自動車メーカー税のあり方等々につきまして都議会においてご議論いただいたものを含めまして、幅広く国の動きに応じましてご検討いただければというふうに考えております。

以上でございます。

【神野会長】 ただいまご説明いただきましたように、大きくこれは漠としておりますけれども、地方税財政制度に関すること、これも今後の国ないしは地方その他の動きをにらみながらということになるかと思いますが、一番目には地方税財政制度に関することと、もう一つ今具体的な中身につきまして例示していただきましたが、当面の税制上の諸課題に関すること、この二つで当面今年度の議論を進めてまいりたいというふうに存じておりますが、ご異議がなければこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それでは3番目の議題についてはご承認いただいたということにいたしまして、4番目、今年度の調査会の進め方について、それから小委員会の構成についてでございますが、今年度の調査会の進め方ですけれども、この調査会につきましては資料の24ページをおめくりいただければと存じますが、24ページでございますように、小委員会を一つ設置いたしまして、そこでもって集中的にご議論をいただきたいというふうに考えております。この小委員会でご議論をいただき、また検討していただいた結果をまとめて、それを草案にいただいた上でこれを総会の場で調査会の委員の皆様方全員にご審議いただいて、そして最終的に当調査会の提言として取りまとめたいというふうに考えております。それから具体的な問題について検討をいただく小委員会の構成についてでございますけれども、小委員会の委員の選任につきましては資料の20ページ、要綱の第7にございますように、それぞれの委員の皆様方と調整の上、会長の私が指名させていただくようになっておりますので、私の方から小委員会を構成していただく委員の皆様方を指名させていただければと存じますので、その点ご了解いただければと存じます。

今ご説明してまいりましたように、今年度の調査会の進め方については小委員会を設置し、その小委員会の委員の選任につきましても私にご一任いただくということでご了解いただければと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それではそのようにさせていただきます。それでは小委員会の委員の構成につきましては、近日中に委員の皆様とご調整をさせていただいた上でご連絡したいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後になりますけれども、議事次第の6番目、今後の日程についてでございますが、今後の日程についてご説明をさせていただきますと、これまでと同様に今年度も年度単位として検討の結果を取りまとめて知事にご提言申し上げたいというふうに考えておりますので、小委員会でもって具体的に検討していただくことになるわけでございますが、その具体的に検討していただく細目や開催日時などにつきましては、別途事務局からご連絡させていただこうかというふうに思っております。ただ第1回目の小委員会につきましては、7月中旬をめぐりに開催できればというふうに考えておりました、その後小委員会での検討していただいた結果を踏まえて調査会を何回か開催させていただき、ご承認をいただいた上で11月をめぐりに提言の取りまとめを実施し、知事の方にその結果をご提出させていただこうかというふうに考えております。もしもご異論がなければ以上のように今年度の調査会を進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それではそのようにさせていただきます。

それでは7番目のその他でございますが、特に私の方から準備した議題はないのですが、委員の皆様方の方から何かこの際ご発言をいただければと思いますが、いかがでございますか。よろしいですか。

それでは本日は以上をもちまして議事を終了させていただきました。ご多用のところをわざわざ本当に万障お繰り合わせしておいでいただきましたことに感謝いたします。

これをもちまして本日の第1回目の総会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。